

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	母子保健法に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

日出町は、母子保健法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

大分県日出町長

公表日

令和7年6月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健法に関する事務
②事務の概要	母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき、母子保健手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母体並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する施策を実施する事務を行う。 特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。 ①保健指導 ②新生児の訪問指導 ③健康診査 ④妊娠の届出 ⑤母子健康手帳の交付 ⑥産後ケア事業 ⑦低体重児の届出 ⑧未熟児の訪問指導 ⑨養育医療の給付もしくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務 ⑩窓口や郵送での書類の受入 ⑪サービス検索・電子申請機能での受領
③システムの名称	(1) eG-Wellness健康管理システム (2) MICJET 番号連携サーバ (3) Acrocity行政基本システム (4) 中間サーバ (5) サービス検索・電子申請システム (6) 健康かるて(健康管理システム)
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項及び第2項並びに別表 70の項 2. 日出町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年9月30日日出町条例第30号)第4条及び別表第二 11の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 42, 48, 71, 80, 95, 96, 112, 125, 161の項 ・番号法第19条第9号 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 95, 96の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 〒879-1592 大分県速見郡日出町2974番地1 TEL:0977-73-3150
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	子育て支援課 〒879-1592 大分県速見郡日出町2974番地1 TEL:0977-73-3177
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年5月21日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年5月21日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[☐]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[[不明]]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[☐]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[[不明]]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[☐]接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には 4 情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	日出町側のシステムにおいては、情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。また、アクセス権限の所持者には、事務取扱担当者の研修において離席時のログアウト徹底を呼びかけており、監査も実施している。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月6日	I 1. ③システムの名称	なし	(1)Tops21-e統合宛名システム (2)Tops21-e共通管理システム (3)中間サーバー	事後	
平成28年5月6日	I 3. 法令上の根拠	別表第一 49の項	第9条第1項及び別表第一 49の項	事後	
平成28年5月6日	I 4. ②法令上の根拠	1. 番号別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 26.56の2.87の項 (別表第二における情報照会の根拠) 70の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号) (主務省令における情報提供の根拠) 第19条、第30条、第44条 (主務省令における情報照会の根拠) 第39条	(情報提供の根拠) ・番号法第9条第7号及び別表第二 26.56の2.87の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(主務省令)(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号)第19条、第30条、第44条 (情報照会の根拠) ・番号法第9条第7号及び別表第二 70の項 ・主務省令第39条	事後	
平成28年5月6日	II 1. 対象人数	平成26年11月1日時点	平成28年3月31日時点	事後	
平成28年5月6日	II 2. 取扱者数	平成26年11月1日時点	平成28年3月31日時点	事後	
平成28年12月22日	I 1. ③システムの名称	(1)Tops21-e統合宛名システム (2)Tops21-e共通管理システム (3)中間サーバー	(1)eG-Wellness 健康管理システム (2)Tops21-e統合宛名システム (3)Tops21-e共通管理システム (4)中間サーバー	事後	
平成29年7月18日	I 1. ②事務の概要	母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき、母子保健手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する施策を実施する事務を行う。 特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。 ①～⑧ 略	母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき、母子保健手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する施策を実施する事務を行う。 特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。 ①～⑧ 略 ⑨窓口や郵送での書類の受入 ⑩サービス検索・電子申請機能での受領	事前	
平成29年7月18日	I 1. ③システムの名称	(1)eG-Wellness 健康管理システム (2)Tops21-e統合宛名システム	(1)eG-Wellness 健康管理システム (2)Tops21-e統合宛名システム	事前	
平成29年7月7日	I 5. ①部署	福祉対策課	子育て支援課	事後	
平成29年7月7日	I 5. ②所属長	福祉対策課長 原田秀正	子育て支援課長 佐藤久美子	事後	
平成29年7月7日	I 8. 連絡先	福祉対策課 〒879-1592 大分県速見郡日出町2974番地1 TEL:0977-73-3121	子育て支援課 〒879-1592 大分県速見郡日出町2974番地1 TEL:0977-73-3177	事後	
平成29年7月7日	II 1. 対象人数	平成28年3月31日時点	平成29年3月31日時点	事後	
平成29年7月7日	II 2. 取扱者数	平成28年3月31日時点	平成29年3月31日時点	事後	
令和1年6月10日	I 5. ②所属長の役職名	子育て支援課長 佐藤久美子	子育て支援課長	事後	
令和1年6月10日	II 1. 対象人数	平成29年3月31日時点	平成31年3月31日時点	事後	
令和1年6月10日	II 2. 取扱者数	平成29年3月31日時点	平成31年3月31日時点	事後	
令和1年6月10日	IVリスク対策	なし	項目の追加	事後	新様式への変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月16日	I 1. ③システムの名称	(1)eG-Wellness 健康管理システム (2)Tops21-e統合宛名システム	(1)eG-Wellness健康管理システム (2)MICJET番号連携サーバ	事前	令和2年11月24日より変更
令和2年9月16日	II 1. 対象人数	平成31年3月31日時点	令和2年3月31日時点	事後	
令和2年9月16日	II 2. 取扱者数	平成31年3月31日時点	令和2年3月31日時点	事後	
令和3年7月6日	I 3. 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項及び別表第一 49の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号)第40条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項及び第2項並びに別表第一 49の項 2. 日出町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年9月30日日出町条例第30号)第4条及び別表第二 11の項	事後	
令和3年7月6日	I 4.②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第二 26.56の2.87の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(主務省令)(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号)第19条、第30条、第44条 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第二 70の項 ・主務省令第39条	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号及び第9号並びに別表第二 26、56の2、69の2、87の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号及び別表第二 69の2、70の項	事後	
令和3年7月6日	II 1. 対象人数	令和2年3月31日	令和3年3月31日	事後	
令和3年7月6日	II 2. 取扱者数	令和2年3月31日	令和3年3月31日	事後	
令和4年10月24日	II 1. 対象人数	令和3年3月31日	令和4年7月1日	事後	
令和4年10月24日	II 2. 取扱者数	令和3年3月31日	令和4年7月1日	事後	
令和5年10月27日	II 1. 対象人数	令和4年7月1日	令和5年8月1日	事後	
令和5年10月27日	II 2. 取扱者数	令和4年7月1日	令和5年8月1日	事後	
令和7年6月13日	1.特定個人情報を釣り扱う事務 ②事務の概要	①保健指導 ②新生児の訪問指導 ③健康診査 ④妊娠の届出 ⑤母子健康手帳の交付 ⑥低体重児の届出 ⑦未熟児の訪問指導 ⑧養育医療の給付もしくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務 ⑨窓口や郵送での書類の受入 ⑩サービス検索・電子申請機能での受領	①保健指導 ②新生児の訪問指導 ③健康診査 ④妊娠の届出 ⑤母子健康手帳の交付 ⑥産後ケア事業 ⑦低体重児の届出 ⑧未熟児の訪問指導 ⑨養育医療の給付もしくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務 ⑩窓口や郵送での書類の受入 ⑪サービス検索・電子申請機能での受領	事後	
令和7年6月13日	③システムの名称	(1)eG-Wellness健康管理システム (2)MICJET番号連携サーバ (3)Acrocity行政基本システム (4)中間サーバ (5)サービス検索・電子申請システム	(1)eG-Wellness健康管理システム (2)MICJET番号連携サーバ (3)Acrocity行政基本システム (4)中間サーバ (5)サービス検索・電子申請システム (6)健康かるて(健康管理システム)	事後	
令和7年6月13日	3. 個人番号の利用	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項及び第2項並びに別表第一 49の項	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項及び第2項並びに別表 70の項	事後	
令和7年6月13日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号及び第9号並びに別表第二 26.56の2.69の2、87の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号及び別表第二 69の2、70の項	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 42、48、71、80、95、96、112、125、161の項 ・番号法第19条第9号 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 95、96、155の項	事後	
令和7年6月13日	I 9. 規則第9条第2項の適用			事後	新様式への変更に伴う追加項目
令和7年6月13日	II 1. 対象人数	令和5年8月1日時点	令和7年5月21日時点	事後	

[illegible]